

# 山梨県公報

第千三百二十一号

平成十四年

九月十二日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定……………四八七

道路の供用開始……………四八七

県営土地改良事業計画の変更……………四八七

公告……………四八八

平成十四年度製菓衛生師試験の実施……………四八八

公安委員会……………四八八

信号機の設置等交通規則の告示の一部改正……………四八八

遊技機の型式の検定……………四九六

## 告示

### 山梨県告示第三百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十四年九月十二日

山梨県知事 天野 建

#### 一 保安林の所在場所

山梨県北巨摩郡高根町清里字羽根尽二八八七の一、二八八七の一〇、二八八七の一

#### 二 指定の目的

公衆の保健

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 山梨県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年九月十二日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	葎崎楡形豊富線	葎崎市円野町大字下円井字下幅下七七番の一地先から葎崎市円野町大字入野字揚小段一二四九番地先まで	一五四・〇	平成十四年九月十二日

### 山梨県告示第三百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業東山東部地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年九月十二日

山梨県知事 天野 建

#### 一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成十四年九月十三日から平成十四年十月十五日まで

#### 三 縦覧場所

塩山市役所及び勝沼町役場

#### 四 異議申立期間

平成十四年十月十六日から平成十四年十月三十日まで

# 公 告

平成十四年度製菓衛生師試験の実施  
製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成十四年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。  
平成十四年九月十二日

山梨県知事 天 野 建

一 試験日時  
平成十四年十一月二十七日（水）午前九時から正午まで

二 試験場所  
甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室（舞鶴城公園内）

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格  
次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第四十七条に規定する者であって、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第四十七条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至

- 五 つたもの  
受験願書の受付期間  
平成十四年十月七日（月）から同月十一日（金）まで
- 六 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有する者であることを証する書類
- 4 写真（出願前六月以内に無帽で正面上半身を撮影した名刺型の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚
- 5 法第四条第一項の厚生労働大臣の定める基準により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類
- 七 受験願書の提出先  
住所地为所管する保健所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課とする。
- 八 受験手数料  
九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）  
手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

## 公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十九号  
信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。  
平成十四年九月十二日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

別表第十中

六六八	国道	北巨摩郡須玉町若神子二番地先 （峡北車両センター前）	一	葦崎	四九・四・一一 一六号
一四一	号線				

六六八	県道箕輪須玉線	北巨摩郡須玉町若神子七番地一先（若神子駐在所前）	一	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-----	---------	--------------------------	---	----	----------------------

四、〇一九	県道高根富士見線	北巨摩郡高根町清里三、五四五番地先（ミルキーポット前）	一	長坂	平七・四・二四 告示第二〇号
-------	----------	-----------------------------	---	----	-------------------

四、〇一九	県道高根富士見線	北巨摩郡高根町清里三、五四五番地先（ミルキーポット前）	二	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	----------	-----------------------------	---	----	----------------------

四、六六三	町道登美団敷線	北巨摩郡双葉町竜地三、三〇一番地一先（双葉甲府幼稚園南西方交差点）	二	葦崎	平二・四・一 告示第二一号
-------	---------	-----------------------------------	---	----	------------------

四、六六三	町道鳥池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、三一一番地五先（カムイ南東角交差点）	四	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	----------	----------------------------------	---	----	----------------------

四、八六五	町道鳥池三六号線	北巨摩郡双葉町竜地三、二九五番地一先（オギノ双葉店南西側交差点）	一	葦崎	平成十四年四月四日 告示第一八号
-------	----------	----------------------------------	---	----	---------------------

四、八六五	町道鳥池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、二九五番地三先（オギノ双葉店南東側交差点）	二	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	----------	-------------------------------------	---	----	----------------------

四、九〇一	市道下三宮線	塩山市下塩後五三三番地の一先（下塩後）交差点	二	塩山	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	--------	------------------------	---	----	---------------------

四、九〇一	市道下三宮線	塩山市下塩後五三三番地の一先（下塩後）交差点	二	塩山	平成十四年八月一日 告示第四一号
-------	--------	------------------------	---	----	---------------------

四、九〇二	市道池添町中線	甲府市城東四丁目九番三号先（中村啓治方前）	一	甲府	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	---------	-----------------------	---	----	----------------------

四、九〇三	県道若草双葉線	中巨摩郡八田村徳永二、〇五〇番地先（食事処「福竹」前）	一	小笠原	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	---------	-----------------------------	---	-----	----------------------

四、九〇四	広域農道（桃源・之瀬線）	中巨摩郡榑形町平岡一、七三八番地一先（あやめヶ丘団地北西交差点）	二	小笠原	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	--------------	----------------------------------	---	-----	----------------------

四、九〇五	国道五二	中巨摩郡白根町在家塚七三五番地先（山梨中央銀行白根支店前）	一	小笠原	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	------	-------------------------------	---	-----	----------------------

四、九〇六	町道鳥池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、五八八番地三先（スタミナ太郎南西角交差点）	二	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	----------	-------------------------------------	---	----	----------------------

四、九〇七	町道鳥池三八号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、六五八番地二先（T comp 南側交差点）	二	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	----------	-------------------------------------	---	----	----------------------

四、九〇八	国道二〇	葦崎市上祖母石一、一二九番地先（山梨交通祖母石上バス停留所前）	一	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	------	---------------------------------	---	----	----------------------

四、九〇九	町道団子岩森線	北巨摩郡双葉町岩森一、一一一番地先（JA梨北病院前）	一	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	---------	----------------------------	---	----	----------------------

四、九一〇	市道	葦崎市旭町上條中割五九八番地の一四先（小林健次方前）	一	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	----	----------------------------	---	----	----------------------

四、九一一	県道北	葦崎市龍岡町下條東割七七五番	一	葦崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
-------	-----	----------------	---	----	----------------------

		原下條南割線	地先(奥石建材(株)前)	告示第四九号
四、九二二	町道新大袋線	北巨摩郡双葉町岩森一、一七〇番地先(学校橋東詰交差点)	平成十四年九月一日告示第四九号	
四、九二三	町道	北巨摩郡長坂町長坂上条二、四一三番地の先(長坂保育園東側)	平成十四年九月一日告示第四九号	

に改める。  
別表第十四中

五二〇	中市中央通り線	富士吉田市松山一七番地先(昭和大入口交差点)	一、四六三	中高速車	五〇	富士吉田	第一六三・一八〇号
-----	---------	------------------------	-------	------	----	------	-----------

五二〇	中市中央通り線	富士吉田市松山一七番地先(昭和大入口交差点)	二、三〇〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	富士吉田	平成十四年九月一日告示第四九号
-----	---------	------------------------	-------	---------------	----	------	-----------------

二五、三	県道須ヶ岳公園線	北巨摩郡大泉村西四番地先(吉野方面)	四、〇〇〇	中高速車	四〇	長坂	平成十四年九月一日告示第二七五号
------	----------	--------------------	-------	------	----	----	------------------

を

二五、三	川村道泉線	北巨摩郡大泉村西四番地先(井出)	二、二〇〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	長坂	平成十四年九月一日告示第四九号
------	-------	------------------	-------	---------------	----	----	-----------------

二六、三	県道須ヶ岳公園線	北巨摩郡大泉村西四番地先(井出)	七、〇〇〇	中高速車	四〇	長坂	平成十四年九月一日告示第二七五号
------	----------	------------------	-------	------	----	----	------------------

二一、三	県道須ヶ岳公園線	北巨摩郡大泉村西四番地先(井出)	〇一七、五〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	長坂	平成十四年九月一日告示第四九号
------	----------	------------------	--------	---------------	----	----	-----------------

八一、三	中市中央通り線	富士吉田市八ヶ岳地区	四五〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	富士吉田	平成十四年九月一日告示第五九号
------	---------	------------	-----	---------------	----	------	-----------------

を  
削除  
富士  
平成一四



一、五 六三	町道	北巨摩郡長坂町八五番地先	一、八〇〇	車両(原付・けん引を除く)	三〇	長坂	平成十四年九月一日 告示第四号
一、五 六四	広域農道	北巨摩郡長坂町八二番地先	三、四〇〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	長坂	平成十四年九月一日 告示第四号
一、五 六五	県道須ヶ岳公園線	北巨摩郡高根町五番地先	六、五〇〇	車両(原付・けん引を除く)	四〇	長坂	平成十四年九月一日 告示第四号

に改める。  
別表第十五中

四三四	国道三〇〇号(旧道号)	西八代郡下部町常葉二、九二番地先	三七〇	車両	終日	市川	平成十四年四月二日 告示第二号
四三四	国道三〇〇号(旧道号)	西八代郡下部町常葉二、九二番地先	三七〇	車両	終日	市川	平成十四年四月二日 告示第二号

四三五	町道	北巨摩郡長坂町八二番地先	二、一〇〇	車両	終日	長坂	平成十四年九月一日 告示第四号
四三六	国道一〇号	西八代郡市川大門町下八番地先	四、五〇〇	車両	終日	市川	平成十四年九月一日 告示第四号

に改める。  
別表第十六中

一〇、四二四	市道	富士吉田市小見見三、〇〇〇番地の四先(明見第二駐在所南側)	富士吉田	平成十四年七月八日 告示第三四号
一〇、四二五	県道甲府山梨線	甲府市下積翠寺町七八番の一先(白山神社南側・西進車両)	甲府	平成十四年九月一日 告示第四九号
一〇、四二六	町道	中巨摩郡檜形町上市之瀬七二五番地一先(山本正吾方東側・北進車両)	小笠原	平成十四年九月一日 告示第四九号
一〇、四二七	町道	中巨摩郡若草町浅原三四六番地(浅川木工北側・西進車両)	小笠原	平成十四年九月一日 告示第四九号
一〇、四二八	町道	中巨摩郡若草町浅原一九七番地先(若草消防団詰所西側・北進)	小笠原	平成十四年九月一日 告示第四九号

一〇、四四一	町道津金一〇	北巨摩郡須玉町下津金四、七五七番地先(須玉フイツシングガ)	斐崎	平成十四年九月一二日
一〇、四四〇	市道	斐崎市本町一丁目五番二四号先(千野眼科医院前・南西進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三九	町道新大窪線	北巨摩郡双葉町岩森一、一七〇番地先(学校橋東詰交差点・東進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三八	町道鳥ヶ池三八号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、六五八番地二先(Tcomp南側交差点・東進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三七	町道鳥ヶ池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、五八八番地三先(スタミナ太郎南西角交差点・西進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三六	町道鳥ヶ池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、五八八番地三先(スタミナ太郎南西角交差点・東進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三五	町道鳥ヶ池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、五七九番地一四先(スタミナ太郎南東角交差点・南進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三四	町道鳥ヶ池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、二九五番地三先(オキノ双葉店南東側交差点・北進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三三	町道鳥ヶ池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、二九五番地三先(オキノ双葉店南東側交差点・南進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三二	町道鳥ヶ池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、三一一番地五先(カムイ南東角交差点・南進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三一	町道鳥ヶ池三七号線	北巨摩郡双葉町竜地字氏神三、三一一番地五先(カムイ南東角交差点・北進車両)	斐崎	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四三〇	町道	中巨摩郡甲西町西南湖三四一番地二先(プラスチック1甲西店西側・南進車両)	小笠原	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四二九	町道	中巨摩郡甲西町西南湖三六九番地二先(渡辺輝雄方東側・北進車両)	小笠原	平成十四年九月一二日 告示第四九号

一〇、四四二	町道	北巨摩郡長坂町長坂上条二、四一三番地の一先(長坂保育園東側交差点・北進車両)	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四四三	町道	北巨摩郡長坂町長坂上条二、四一三番地の一先(長坂保育園東側交差点・東進車両)	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四四四	村道	北巨摩郡武川村宮脇六一三番地先(宮脇橋北詰・西進車両)	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四四五	村道	北巨摩郡高根町箕輪七一七番地先(JA梨北安都那支所東側丁字路交差点・北進車両)	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四四六	村道	北巨摩郡高根町箕輪六二七番地の一先(JA梨北安都那支所北側十字路交差点・北進車両)	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四四七	村道	北巨摩郡高根町箕輪六二七番地の一先(JA梨北安都那支所北側十字路交差点・南進車両)	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四四八	町道	北巨摩郡高根町五町田四六三番地先(原方北西角五差路交差点・東進車両)	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四四九	町道	北巨摩郡高根町村山西割二、九九九番地先(原方北西角五差路交差点・西進車両)	長坂	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四五〇	町道	南巨摩郡鵜沢町二六五番地一先(清水和明方西側・北進車両)	鵜沢	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四五一	町道	南巨摩郡鵜沢町一五三番地三三先(保坂俊彦方西側・南進車両)	鵜沢	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四五二	広域農道	南巨摩郡増穂町天神中条五二四番地先(ふれあい橋南詰・南進車両)	鵜沢	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四五三	町道	南巨摩郡増穂町小林二、〇三〇番地先(ふれあい橋北詰・西進車両)	鵜沢	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四五四	町道	南巨摩郡増穂町小林二、二四一番地の一先(ふれあい橋北詰・西進車両)	鵜沢	平成十四年九月一二日

一〇、四五五	町道	東進車両)	西八代郡下部町市之瀬五〇〇番地先(正友建設南側・東進車両)	市川	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四五六	市道強 瀬北線		大月市脈岡町字上平二八番地の五先(国道一三九号との丁字路交差点・西進車両)	大月	平成十四年九月一二日 告示第四九号
一〇、四五七	市道		大月市脈岡町字正瀬一、〇四七番地の一先(市道強瀬北線との丁字路交差点・北進車両)	大月	平成十四年九月一二日 告示第四九号

に改める。  
別表第十七中

五五五	市中央道 り中央線	富士吉田市松山七九番地の一先(下部自工中古車センター)	同市松山一、三番地の一先(レストラ)	終日	富士 吉田 五三・三 一〇三
-----	--------------	-----------------------------	--------------------	----	-------------------------

五五五	市中央道 線中央通り	富士吉田市松山一七番地の一先(昭和七七年大入口交差点)	三吉市上吉田八二番地の三先(中曾根の九先)	終日	富士 吉田 二〇九 九
-----	---------------	-----------------------------	-----------------------	----	----------------------

一、〇九八	市中央道 園ケ須岳公八線	北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	郡方(山吉野)から北巨摩郡高根町五丁目	終日	富士 吉田 二〇九 一
-------	-----------------	-------------------------	---------------------	----	----------------------

一、〇九九	市中央道 川村線	北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	山吉野(山吉野)から北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	終日	富士 吉田 二〇九 一
-------	-------------	-------------------------	-----------------------------------	----	----------------------

一、〇九八	市中央道 り中央線	北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	山吉野(山吉野)から北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	終日	富士 吉田 二〇九 一
-------	--------------	-------------------------	-----------------------------------	----	----------------------

一、〇九九	市中央道 園ケ須岳公八線	北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	山吉野(山吉野)から北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	終日	富士 吉田 二〇九 一
-------	-----------------	-------------------------	-----------------------------------	----	----------------------

一、一四七	市中央道 り中央線	北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	山吉野(山吉野)から北巨摩郡大泉村西井出二、四番地の四先(山吉野)	終日	富士 吉田 二〇九 一
-------	--------------	-------------------------	-----------------------------------	----	----------------------



一六二	町道 線 若草	中巨摩郡 檜形町上 今井交差 点(一四 〇〇メ ートル)	小笠原 日告 示第四 九号	平成一 四年九 月一二 日
-----	------------	---	------------------------	------------------------

一六一	市道 下 於四号 線	塩山市下 塩後交差 点(一三 三三番 地先)ま での両 側歩道 (七四 〇メ ートル)	塩山 告 示第三 四号	平成一 四年七 月八日
-----	------------------	--	----------------------	-------------------

を  
に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年九月十一日までとする。  
平成十四年九月十二日

山梨県公安委員会  
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府堺市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	二四〇四一一
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	二〇〇四五二

京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	CRジューク パシツク Z1	京楽産業株式会社	二〇〇四七五
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	CRジューク パシツク Z1	京楽産業株式会社	二〇〇四四五
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町二丁目二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	CRクルスタリア 魔法	マルホン工業株式会社	二〇〇五〇七
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町二丁目二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	CRクルスタリア 魔法	マルホン工業株式会社	二〇〇四七九
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町二丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	Zアルファ 30	株式会社ネット	二四〇〇六九
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中川区今池三丁目九番二二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	CR麻雀 パシツク Z6	株式会社三洋物産	二〇〇三九五
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市中川区今池三丁目九番二二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	CR麻雀 パシツク Z6	株式会社三洋物産	二〇〇四四〇



発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番